

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

第三者委員会 調査報告書 概要

1. 委員会の概要

(1) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下「当該組合」）による不適切報告の判明を受けて令和5年8月4日設置。

(2) 目的

- ① 全国における当該組合による不適切報告の存否の調査、その背景及び原因等事実の究明と評価。
- ② 上記①に関する再発防止策及び改善策の提言。

(3) 構成

- 委員長 今泉 亜希子（弁護士、翠蓮法律事務所）
- 委員 在原 一志（弁護士、内幸町国際総合法律事務所）
- 委員 中江 公人（全国労働金庫協会前理事長、元防衛事務次官）
- 委員 名和田 是彦（法政大学法学部教授）
- 委員 比嘉 政浩（日本協同組合連携機構専務理事、全国農業協同組合中央会前専務理事）
- 委員 盛 重之（弁護士、盛法律事務所）
- 委員 山岸 勇紀（弁護士、矢野山岸法律事務所）

2. 調査対象及び方法

(1) 調査対象

当該組合が全国で運営する子育て、介護、障がい福祉事業等（指定管理、行政委託、制度事業、補助事業、民設民営事業等）の現場 773 カ所。

(2) 調査方法

- ① 「勤務実態調査シート」を用いた勤務実態の調査（令和5年4月1日～7月31日）
- ② 必要に応じてさらに遡った勤務実態の調査。
- ③ 計 66 人の関係者に対するヒアリング。

3. 調査により判明した事実

(1) 用語の定義

○ 「不適切報告」

勤務実態と自治体への報告内容との間に齟齬があり、報告作成者が齟齬を認識していたか、認識できる状況にあった場合。

○ 「重大な不適切報告」

不適切報告において勤務実態と自治体への報告内容との齟齬が大きく、悪質と認められる場合。

(2) 総評

不適切報告及び重大な不適切報告は総じて法人全体、事業本部単位等で組織的に行われたものではなく、一部の事業所ないし現場が個別に行ったもの。

	事案数 (全国 7 7 3 現場)	
不適切報告	9 件	※別紙 1 に記載
重大な不適切報告	2 9 件	※本文及び別紙 1 に記載
合計	3 8 件 (4.9%)	

(3) 不適切報告の主な実態

- ① 勤務実態のない組合員の名前を自治体への提出物に記載し、配置基準を満たしているかのように報告していた。
- ② 仕様書の理解が不足し、それを遵守することの重要性の認識も不足していたことから、実態と異なる報告を行っていた。
- ③ 虚偽の認識はあったが、配置不備の方が問題と考え、実態と異なる報告を行っていた。

(4) 主な原因

- ① 人員不足、それに対する法人全体としての取り組み不足。
- ② 自治体とのコミュニケーション不足。
- ③ 法人本部・事業本部・現場におけるコンプライアンス意識の低さ。
- ④ 法人本部・事業本部による現場の管理体制の不備。

4. 主な再発防止策及び改善策の提言

(1) 不適切報告の構造的要因の把握とその改善策

- ① 事務手続きや組織内ルールの見直し
- ② エリアマネージャー・所長・現場責任者等の兼任の解消、役割の明確化
- ③ 勤怠管理システムの導入（ICTの活用）

(2) コンプライアンス意識の強化

法人本部・事業本部・現場の人員を対象としたコンプライアンス研修・教育の実施。

(3) 法人本部における法務部の設置

法令・仕様・契約内容等をチェックする専門部署の設置。

(4) 人員不足に対する法人全体での取り組み

人材募集等のために活用できる基金等、法人全体による人員不足解消の取り組み。

(5) 現場自治と本部による管理バランスの見直し

「現場任せ」の管理体制の是正。

(6) 責任の所在の明確化と関係者の処分

以上